

学校週 5 日 制と少子化時代における
公立小・中学校の在り方について

(答 申)

平成 10 年 5 月 21 日

大阪府学校教育審議会第 2 分科会

目 次

はじめに	1
第1章 学校教育の活性化と教職員の役割	2
1 大阪府の公立小・中学校の現状と課題	2
2 学校教育の活性化にむけて	3
(1) 開かれた学校づくり	3
(2) 活力ある教職員	5
(3) 活力ある学校運営	6
(4) 学校活性化のための行政支援	7
第2章 学校・家庭・地域社会の役割と連携の在り方	8
1 地域活動のプロデューサーづくり	8
2 地域活動の組織づくり	9
3 教育行政における連携	9
4 多様な活動場所や学習機会の確保	9
5 企業等への要望	10
第3章 通学区域制度の弹力的運用	10
1 通学区域制度の現状と課題	10
2 通学区域制度の弹力的運用	11
(1) 通学区域制度の在り方	11
(2) 運用基準の弾力化と相談機能の充実	12
第4章 学校規模と教育効果	12
1 学校規模の現状	12
2 学校規模の縮小化が教育に与える影響	12
(1) 児童生徒に関すること	12
(2) 学校運営に関すること	13
3 学校規模と教育効果	14

はじめに

今日、21世紀に向かって、今後の教育の在り方について様々な議論と検討がなされている。中央教育審議会においては、子どもに「ゆとり」の中で「生きる力」をはぐくむために、その礎となるべき豊かな人間性と社会性の育成を目指して、「心の教育」の充実や学校・家庭・地域社会の連携の必要性が指摘されている。また、教育課程審議会では、平成14年度の完全学校週5日制の実施を視野に入れ、教育課程基準の改善について検討が重ねられている。平成9年11月に発表された「中間まとめ」においては、基本的考え方として、教育は子どもの発達を扶ける営みであり、学校のみが担うのではなく、家庭・地域社会との連携によってはじめて子どものよりよい発達が促されると提言している。

本府の学校教育をめぐる状況については、平成9年7月にとりまとめた本審議会の「審議経過の概要」において指摘されているところであるが、子どもをめぐる社会や時代の変化に対応した教育の在り方について検討することが緊急の課題となっている。

本分科会は、「審議経過の概要」をふまえ、平成9年7月17日以来「学校週5日制と少子化時代における公立小・中学校の在り方について」、次の4項目を検討事項として、7回の審議を重ねてきた。

- ① 学校教育の活性化と教職員の役割
- ② 学校・家庭・地域社会の役割と連携の在り方
- ③ 通学区域制度の弹力的運用
- ④ 学校規模と教育効果

1.1 大阪府の公立小・中学校の現状と課題

今日の子どもは、物質的な豊かさや便利さを享受している一方、少子化が進行する中で、保護者の子どもへの期待が大きく、学歴偏重の風潮と相まって、小学校の時期から受験準備のために塾通い等に追われるなど、受験競争の過熱によるゆとりのない毎日を過ごしている。また、大人社会における規範意識の低下や保護者の過干渉、過保護あるいは放任といった状況も見られ、子どもの倫理観や基本的生活習慣の欠如等が指摘されている。地域社会においては、子どもの遊び場の減少、異年齢集団の交流や生活体験等の不足が顕著になっており、地域の連帯感も希薄化してきている。

学校においては、登校拒否やいじめだけでなく、薬物乱用や性的逸脱行動などへの対応が新たな課題となっている。また、中学校においては校内暴力が再び増加しており、小学校においても高学年の授業が成立しないなど、いわゆる「学級崩壊」の事例も見られ、学校が必ずしも子どもにとって楽しい場、生きる場になっていないことが指摘されている。教職員もこのような中で、生徒指導への対応に追われるなどの状況もある。

また、府内の小・中学校教員の平均年齢は平成9年度で小学校44.5歳、中学校43.0歳となっており、年齢構成において40歳以上が、小学校で約85%、中学校で約70%を占め、20歳代は小学校は約6%、中学校は約4%というきわめて不均衡な状況となっている。

教員の高年齢化については、少子化傾向の進展とも相まって、部活動の不活発化や休廃部、学校行事の実施の困難さなど、学校運営に影響を与えるはじめているが、学習指導面や校務に熟達した高年齢教員の経験や能力を学校の活性化に役立てていくとともに、長期的な観点から年齢構成の平準化を図っていくことが重要な課題となっている。

さらに、学校において、前例や慣行にとらわれる傾向も見られ、学校運営

の停滞や保護者、地域住民に対する閉鎖性等がつとに指摘されているところである。管理職はもとより教職員一人一人が的確な時代認識を持ち、社会の変化に積極的に対応するための意識改革を進めるとともに、新しい時代や社会をリードしていく課題意識を高めることも大切なこととなっている。

これからの中学校教育においては、生命や人権を尊重する心、自らを律しつつ、他人と協調し、他人を思いやる心、正義感や公正さを重んじる心、自然を愛する心など、時代を超えて変わらない価値あるものを大切にするとともに、国際化、情報化、科学技術の発展、環境問題、高齢化など、社会の変化とともに新たな新しい課題への対応が求められている。また、さまざまな価値観を持った人々が暮らす共生社会の中で、豊かな人間関係づくりができる力をはぐくむなど、子どもの個性と創造性を基本とし、主体的に判断する力を育成するために、学校・家庭・地域社会の連携を深め、地域や学校の独自性を活かし、創意あふれる特色ある教育活動を推進することが求められている。このような観点から、学校教育の活性化を図るための方策について提言を行う。

2 学校教育の活性化に向けて

(1) 開かれた学校づくり

このからの学校は、家庭や地域社会とともに子どもの成長を支援するという視点に立った学校運営を行うことが大切であり、「ひと」「もの」「情報」について学校と家庭・地域社会との双方向の交流を考えるべきである。

ア 「ひと」の交流

学校教育において、教科指導や進路指導、部活動等の中で地域の人材や地域ボランティアの導入など積極的な学校外の人材の活用が望まれる。

さらに、保護者や地域住民が、必要に応じ学校を訪れ、教育活動への日常的な支援が可能となるよう検討すべきである。

一方、学校の持つ教育資源のうち、最も大きなものは人材、すなわち教員の専門性である。家庭や地域社会における子育てや行事等において、保護者や地域住民の学習や活動を支援するなど、積極的にその専門性を活用することが望まれる。

イ 「もの」の交流

学校教育において、地域にある社会教育施設や福祉施設等を活用した体験学習やボランティア活動など、実践的な社会体験を通して教育活動を進めることが重要である。

また、学校施設は地域のかけがえのない共有財産であるとの視点に立ち、学校教育活動への影響に配慮しながら、運動場や体育館だけではなく、図書室、特別教室等についても、地域住民のニーズに応え開放する必要がある。特に、余裕教室の有効活用については、地域の老人会活動を福祉教育と関連させるなど、学校教育活動への有効性ということも考慮に入れ、積極的に推進することが求められる。

ウ 「情報」の交流

学校・家庭・地域社会がそれぞれの役割を果たしながら、相互の連携を図っていくことが大切である。そのため、各学校における教育理念や教育方針、学習活動や生徒指導など教育活動全般について、積極的に情報を公開するとともに、学校に対する要望など学校外の意見を受け止めることにより、保護者や地域住民の理解や協力を得るための努力を続けることが必要である。また、休業日における家庭での過ごし方や地域での活動状況など、学校外の子どもの生活をよく知ることは、学校教育においても、教科指導や生徒指導など教育活動を進める上で重要なことである。

(2) 活力ある教職員

学校教育の活性化については、教職員一人一人の意欲や資質を向上させることが重要であり、教職員自身の自己変革なくしては考えられない。

ア 創意工夫をこらした特色ある教育活動

児童生徒一人一人のよさを見いだし、個性・能力を伸ばし、自主性をはぐくむためには、地域の特色を生かしたカリキュラムの編成や教材の開発、総合学習の導入、合同授業や分割授業、チームティーチング、個別指導など授業形態や指導方法の工夫改善などを積極的に行う必要がある。また、弾力的な時間割の編成や小学校において学級担任が受け持ちクラスを交替して教えるという交換授業等を工夫するとともに、学校図書館を読書・学習・情報のセンターとして位置づけるなど特色ある教育活動に必要な諸条件の整備が必要である。さらに、情報化に対応し、今日の高度に発達した情報メディアの活用に関する研究や実践を積極的に進めるべきである。

イ 教職員の資質向上

完全学校週5日制の実施にむけ、国において教育課程の基準の改善について検討が進められているが、教職員一人一人が、これからの中の方向性について認識し、子どもや地域の実態を踏まえ、時代の変化や府民のニーズに対応した特色ある教育活動を展開できるよう、意欲を持って创意工夫をこらすなど、実践的な指導力等の資質の向上を図ることが必要である。

大阪府においては、教員の視野を広げるため、現在すでに大学への派遣研修、民間企業や海外への派遣研修などが行われているが、校内研修においては企業等の社会人を講師に迎えるなどして、教職員以外の人との交流を積極的に進めることも重要である。さらに、休職して研修を受ける制度の導入等についても検討する必要がある。また、小学校と中学校の教員

が相互に授業を見学するなど校種を越えた研修についても拡充を図る必要がある。

(3) 活力ある学校運営

ア) 校内組織・運営

さまざまな教育課題や教育環境の変化に迅速かつ的確に対応するため、教育指導に要する時間が十分に確保できるよう、校内の運営・指導体制について柔軟な姿勢が必要とされている。校長を中心として、組織の一員としての教職員一人一人の役割や責任を明確にした校務分掌組織を構築するとともに、各種会議についても、その必要性や重要性を考慮し、質と量の両面からの見直しを図ることが大切である。

イ) 学校評価

大阪府においては、学校教育目標の作成に地域や保護者の意見を参考にしたり、校則の見直しについて保護者アンケートを実施するなど、計画作成段階で外部の意見を取り入れている学校もあるが、教育活動にかかる計画・実行・評価(plan - do - see)といったシステムを構築し、自己点検・自己評価を行うことが必要である。その際、家庭や地域社会、時には子どもからの評価を求めることも検討すべきである。

ウ 開かれた学校運営組織

学校運営については校長が責任を持つものであり、学校の自主性・主体性を尊重することは当然のことであるが、社会の変化や地域社会のニーズに対応し、創意工夫をこらした学校運営を行うためには、広く外部の意見を取り入れることが望まれる。校長、教職員の代表、保護者の代表、地域の代表のほか、場合によっては子どもの代表を入れた、開かれ

た学校運営組織についても検討すべきである。

(4) 学校活性化のための行政支援

学校が活性化するため行政の的確かつ積極的な支援が求められている。

具体的な支援の方策については、以下のようなことが考えられる。

ア 市町村において、行政、保護者代表、学識経験者等、さまざまな立場の人による、学校活性化のための総合的な施策について検討する場を設置することが望まれる。

イ 国際化や高齢化及び環境問題等新しい教育課題に対応した教育活動が十分に実施できるよう、余裕教室を活用するとともに、学校施設等の整備に努めることが重要である。

ウ 外部の指導者の導入に当たっては、予算面だけでなく、人材バンクや施設リストを作成するなど、学校における社会人講師の活用を促進する方策について検討する必要がある。

エ 管理職が積極的にリーダーシップを発揮し、学校が主体性や自主性を発揮できるよう、校長の裁量の範囲を拡大するとともに、学校運営の透明性を確保し、経営責任を明確化することが必要である。

オ 府内の学校における優れた実践を共有するため、情報の収集・提供のシステムを構築することが必要である。その方法の一つとして、教育委員会の情報ネットワークを活用し、インターネット上で優れた実践例が検索できるよう検討することが望まれる。

カ 教育委員会においては、学校が魅力的なプログラムを提案した場合に、予算配分についても弾力的な運用を図るなど、積極的に支援する方策を検討すべきである。

キ 教員の年齢構成が高年齢に偏していることから、年齢構成の不均衡を是正することが望まれており、長期的な観点から多岐にわたる方策を検討すべきである。

ク 国においては、新しい教育課題への対応や教育効果の向上を図るという観点から、教員一人当たりの児童生徒数を欧米並の水準に近づけることを目指し、学級定員の引下げについて検討することが求められる。(資料1) また、この問題を解決するためには、児童生徒数を減らす一方で、教員一人当たりの児童生徒数を減らすことが重要である。

第2章 学校・家庭・地域社会の役割と連携の在り方

これからの教育において、「ゆとり」の中で子どもに「生きる力」をはぐくむため、学校・家庭・地域社会が連携・協力を強め、バランスのとれた教育を行うことが必要である。

大阪府においては、学校・家庭・地域社会が連携して子どもを育てていくという取組が、生徒指導や進路指導などの教育活動とともに、同和教育をはじめとするさまざまな人権尊重の教育などを通じて、各地の学校ですでに行われているが、それらの成果と課題を踏まえ、今後の在り方について検討することが重要である。

「開かれた学校」づくりの観点から、学校と家庭・地域社会との連携の在り方について提言する。

1. 地域活動のプロデューサーづくり

地域活動を活性化させるためには、活動を企画・立案できる人材の育成が不可欠である。従来の地縁的な活動に加えて、中央教育審議会第1次答申で指摘されているように、目的指向的な活動も増えてきている。これらさまざまな地域での活動を企画・調整するため、人材の育成や活用に工夫を行うことが重要である。

2 地域活動の組織づくり

完全学校週5日制を視野に入れて、例えば、学校をはじめ児童館、保健所、青少年育成委員会、民生児童委員、町会・自治会、商店会、P.T.A、自主グループ、ボランティア団体等多くの団体や機関が相互に連携を図り、「地域子育てネットワーク事業」等を行っているところがある。

学校、家庭、地域社会がともに子どもを育てるという観点から、地域活動を推進するための組織づくりが重要である。その際、既存の団体や組織、とりわけP.T.Aの活性化は重要な課題となる。また、退職教員の豊かな経験と専門的力量を有効に活用することや、高校生、大学生等青年層のボランティア参加も大切な課題である。

3 教育行政における連携

社会教育、文化・スポーツ活動等の分野の充実は、家庭や地域社会における教育力を充実させ、学校も含め、地域全体で子どもの教育を担うという観点からも重要である。そのためには、教育委員会の学校教育担当部局と社会教育担当部局の連携、教育委員会と首長部局との連携が求められる。

4 多様な活動場所や学習機会の確保

子どもは、野外活動等で役割を分担したり、ボランティア活動に参加することによって自己の存在感を確認したり、自然観察や文化・スポーツ活動等を通して「自分らしさ」を見つけ、「他者」認識や対人関係の在り方について貴重な体験を深めたりすることができる。

このような観点から、子どもにとっての多様な活動場所や学習機会を確保するため、学校や公民館など府や市町村が所有する施設はもちろんのこと、企業の施設など民間施設も利用できるよう、行政が積極的に働きかけることが重要である。

5 企業等への要望

家庭教育の充実という観点からは、家庭教育に関する学習機会の充実、親子の共同体験の機会の充実、父親の家庭教育への参加の促進等が必要である。そのためには、勤務時間の工夫など、企業の協力が求められる。

また、私立学校においては、学校週5日制の趣旨を生かすために、その独自性を尊重しつつも、国公立学校と歩調を合わせた学校週5日制の導入が望まれるという意見があった。

第3章 通学区域制度の弾力的運用

1 通学区域制度の現状と課題

文部省は、国の行政改革委員会の提言を受け、平成9年1月27日、教育上の影響等に留意しつつ、保護者の意向に十分配慮し、通学区域制度の弾力的運用を図ることなどについて、各都道府県教育委員会に対し、通知を行った。

大阪府においては、従来、不適正な区域外就学および指定外就学（いわゆる「越境入学」）は、教育の機会均等ならびに人間尊重という教育本来の目標をゆがめ、児童生徒の人間性をそぞない、正常な教育の推進を著しく阻害する重大な問題であるととらえ、市町村教育委員会との連携を密にして、府内における「越境入学」根絶のための努力が行われてきた。

また、通学区域制度の弾力的運用については、保護者からの学校指定の変更や区域外就学の申立てがあった場合には、従前の方針を踏まえながら、子どもの学習権を保障するという観点に立って、その理由を十分検討し、適切に対応を行ってきた。

平成9年6月の府の調査によれば、市町村が認めている指定校の変更及び区域外就学の数は府内で1,425人（資料2）であり、地理的又は身体的理由、いじめ・不登校や家庭の事情などに対する配慮、その他最終学年での転居等

がその事由となっている。

通学区域制度の弾力化について、府のこれまでの取組を踏まえた上で、基本的にどう考えるかについて提言を行う。

2 通学区域制度の弾力的運用

(1) 通学区域制度の在り方

これまで、大阪府が適正就学の推進に努めてきた経緯に照らすと、特定の学校への集中や忌避といった、不適正な区域外就学及び指定外就学が、教育の機会均等並びに人間尊重という教育本来の目標をゆがめ、児童生徒の人間性・社会性をそぞろく、正常な教育の推進を著しく阻害することは否めない。

さらに、保護者や地域住民が学校との連携を深めつつ子どもを育てるという観点から、校区の存在が地域コミュニティの形成に重要な役割を果たしているという指摘もある。学校の選択を無条件に認めるに、たとえば児童生徒が1校に集中することによって、選抜の実施などさまざまな問題の生じることが予想されるとともに、学校と地域社会との結びつきも希薄化することが懸念される。

また、府内において、学校指定の変更や区域外就学の申立てがあった場合に市町村が弾力的に対応している実態も多くあり、大阪府におけるこれまでの経緯や実態等を踏まえ総合的に判断すると、現在の通学区域制度については、当面これを堅持することが望ましい。

なお、国における行政改革委員会の「教育を受ける側が何を求める、何を評価するかを重視していく必要がある」という提言を踏まえ、今後、大阪府においても、各学校での魅力ある学校づくりと併せて、教育を受ける側の視点に立った通学区域制度の在り方について研究を進めていくことが必要である。

(2) 運用基準の弾力化と相談機能の充実

① 弾力的運用の推進

最終学年や学期途中で転居した後の在籍許可条件など現状での弾力的運用をさらに工夫する必要がある。

② 相談システムづくり

就学事務の担当者と教育指導担当者との連携を図り、保護者や子どもが十分に相談できる体制をつくるとともに、その体制について、保護者や住民に周知する努力をすることが必要である。

第4章 学校規模と教育効果

1. 学校規模の現状

近年、我が国の出生数は著しく減少しており、厚生省の統計によると、平成8年の合計特殊出生率は1.43と、現在の人口を維持するのに必要な2.08を大きく下回っている。本府においてもこの傾向は一層顕著で、同年の出生率は1.32となっている。

本府の公立小・中学校の児童生徒数と学校数及び平均学級数を、ピーク時（小学校は昭和55年度、中学校は昭和61年度）と比較すると、児童生徒数は平成9年度にピーク時の約50%台になるなど、その減少傾向は顕著であるにもかかわらず、学校数は微増している。その結果、1校当たりの平均学級数はピーク時に25学級あったものが、平成9年度には17学級弱になっており、約8～9学級減少している。（資料3）

2. 学校規模の縮小化が教育に与える影響

(1) 児童生徒に関すること

小規模化によるメリットとしては、すべての子どもに役割が分担され、

責任感やリーダーシップを養成する機会が多くなり、児童生徒一人一人の学校教育活動への参加意識や参加度が高くなることがある。また、少人数であるがゆえに子ども同士や子どもと教職員との人間関係を密接に保つことができるという指摘もある。

デメリットとしては、互いに切磋琢磨する機会が少なくなり、子どもに社会性が育ちにくいという指摘もある。学級の内外を問わず、幼児期から同一集団で日常生活を送ることにより、仲間関係が固定化されやすく、集団内での評価が定まることから、子どもの自己変革への意欲に欠ける面がみられたり、遊びに活気がない、依頼心が強いなどの傾向もみられる。また、教職員の指導が全校的に行き届く一方で、個々の児童生徒の自発的な活動が十分にはぐくまれにくい懸念もある。

(2) 学校運営に関するこ

メリットとしては、教職員が児童生徒一人一人について、その実態をよく知ることになり、「個に応じた指導」の充実につながる、また、子どもに関する教職員同士の相互理解や、教員と保護者との人間関係が密接になる、特別教室等の施設・設備の活用も、大規模校と比べて一層容易となることなどがあげられる。

デメリットとしては、配置される教職員数が少なくなるため、同一学年での複数教員による教材研究や教科指導の研鑽を行いにくいことがあげられる。とりわけ、中学校においては、選択履修幅の拡大等のカリキュラムの編成や指導方法の工夫改善に取り組むことが困難になり、「個に応じた教育活動の展開」にとってはデメリットとなる懸念もある。

また、部活動の指導にあたる教職員数が不足したり、校務分掌等において一人の教職員が複数の分掌を受け持つなどの課題もある。さらには、校外学習等において、一人の子どもにかかる費用の保護者負担額が大きくなるなどの問題もある。

縊じて、小規模校においては、学校行事の運営や個を生かすための指導方法の工夫改善などという学校運営の観点から、一定の制約が加わることが指摘されている。

3. 学校規模と教育効果

学級数については、法令により、「12学級以上18学級以下を標準とする。ただし、土地の状況その他により特別の事情のあるときは、この限りでない。」（小学校は学校教育法施行規則第17条、中学校は第55条で準用）と定められている。

公立の小学校・中学校の設置・廃止については、学校教育法第29条及び第40条において、市町村の権限に基づく事項とされているが、本府における少子化や学校規模の縮小化の実態と将来への展望を踏まえつつ、「学校規模と教育効果」について提言を行う。

小学校においては、学級集団の組み替えが可能になること、中学校においては、複数の小学校から進学することにより、人間関係の固定化が避けられること、選択履修幅の拡大等カリキュラム編成や指導方法の工夫改善に取り組みやすいことなどを考慮すると、小学校においては少なくとも1学年各2学級（12学級）、中学校においては同様に1学年各4学級（12学級）程度の規模が望ましい。

しかし、児童生徒数の減少に伴う学校規模の縮小化の問題を考える際には、べき地や都心部など児童生徒数の減少傾向が著しい地域もあり、市町村及び地域・校区のもつ固有の歴史的・地理的因素や特色、あるいは人口動向等を十分考慮すべきである。

児童生徒の急増期に新たに設置した学校において、急増期に比べて著しく児童生徒数が減少し、教室をはじめとする学校の施設・設備にかなりの余裕がみられる状況もある。学校規模の縮小化が課題となっている市町村教育委員会にあっては、その課題解決のため、学校規模に伴う諸課題の検討の場を

設置することが重要である。その際、行政、保護者、地域社会が一体となり、多方面からの意見を十分踏まえることが大切である。検討に当たっては、以下の視点が重要なものとなる。

- ・ 歴史的経緯、地域住民の思い（十分な住民理解）
- ・ 公共施設としての有効活用（首長部局との協議、連携）
- ・ 通学区域の調整、合意（校区編成検討委員会等の設置）
- ・ 学校の統廃合（地域の実情や将来を勘案した議論）

また、検討の場においては、学校規模の縮小化に係る課題を検討するだけでなく、大規模校への対応等についても検討すべきであるとの意見もあった。

さらに、学校規模と教育効果を考える際に、単に数量的なガイドラインだけでなく、学校独自の取組の工夫や家庭・地域社会との連携による教育の充実を考えるべきであるとの意見が多くあった。

学校規模の縮小化にともない、学校教育の活性化という視点に立った学校における工夫と教育行政の支援の在り方が今後の重要な課題となる。

資料 1

都道府県別1学級当たりの児童生徒数

	1学級当たり児童生徒数	
	小学校	中学校
北海道	24.8	30.5
青森	23.9	31.5
岩手	23.6	30.7
宮城	27.1	32.6
秋田	24.2	32.1
山形	24.8	31.9
福島	26.7	33.1
茨城	27.8	33.9
栃木	27.5	33.6
群馬	28.2	32.9
埼玉	31.3	34.8
千葉	29.8	34.6
東京	29.7	33.5
神奈川	30.2	33.8
新潟	25.8	32.8
富山	26.6	33.8
石川	26.9	33.8
福井	26.5	33.2
山梨	26.2	31.7
長野	27.2	31.3
岐阜	28.1	32.3
静岡	30.6	34.5
愛知	30.0	34.5
三重	25.5	31.9
滋賀	27.7	32.3
京都	27.3	33.0
大阪	29.5	33.1
兵庫	29.0	33.7
奈良	25.1	30.5
和歌山	28.1	28.7
鳥取	24.6	32.5
島根	21.4	29.5
岡山	26.1	32.5
広島	26.5	32.2
山口	25.5	31.1
徳島	23.0	31.0
香川	26.2	32.9
愛媛	25.1	32.7
高知	20.8	25.6
福岡	30.2	34.6
佐賀	27.9	32.4
長崎	26.4	32.4
熊本	25.9	32.9
大分	23.3	31.3
宮崎	27.2	32.2
鹿児島	24.5	31.3
沖縄	29.2	32.2
全国平均	27.7	32.9

※資料は平成9年学校基本調査をもとに算出

※教員とは、学校基本調査における本筋者(校長、教頭、教諭、助教諭、保健教師、看護師教諭、算諭助教諭、算諭師)を指す。

都道府県別教員一人当たりの児童生徒数

	教員一人当たりの児童生徒数	
	小学校	中学校
北海道	16.6	14.6
青森	15.4	15.3
岩手	14.8	14.2
宮城	18.8	16.7
秋田	15.6	15.6
山形	16.0	15.9
福島	17.6	16.1
茨城	18.7	17.5
栃木	18.1	17.1
群馬	18.9	16.1
埼玉	22.4	18.6
千葉	20.8	18.1
東京	19.7	17.2
神奈川	21.8	18.1
新潟	16.7	16.2
富山	17.5	16.7
石川	17.6	16.7
福井	17.0	15.7
山梨	16.9	14.9
長野	18.5	15.1
岐阜	18.7	16.3
静岡	20.9	18.1
愛知	20.8	18.1
三重	16.5	15.2
滋賀	18.8	16.6
京都	18.4	16.3
大阪	20.4	16.6
兵庫	19.9	16.9
奈良	17.7	15.6
和歌山	15.1	13.2
鳥取	15.5	15.9
島根	13.9	13.1
岡山	17.1	16.3
広島	17.4	15.8
山口	16.9	14.3
徳島	14.5	13.8
香川	17.5	15.4
愛媛	16.6	15.6
高知	12.5	10.1
福岡	20.5	17.7
佐賀	18.1	15.7
長崎	17.2	15.3
熊本	17.0	16.1
大分	14.9	14.3
宮崎	18.2	15.4
鹿児島	15.6	14.4
沖縄	20.3	15.5
全国平均	18.6	16.4

第2分科会開催の記録

・平成9年7月17日

　総会及び第1回「今後の分科会審議について」

・平成9年8月29日

　第2回「学校週5日制と少子化時代における公立小・中学校の在り方に
　について」

・平成9年9月22日

　第3回「学校教育の活性化について」

・平成9年11月10日

　第4回「学校規模と教育効果について」

・平成9年12月24日

　第5回「学校規模と教育効果及び通学区域制度の弾力的運用について」

・平成10年2月10日

　第6回「学校規模と教育効果及び通学区域制度の弾力的運用について」

・平成10年2月19日

　第7回「学校週5日制と少子化時代における公立小・中学校の在り方に
　について（総括的審議）」

第2分科会委員名簿

【会長】木下 繁彌（大阪教育大学学長）

【副会長】平沢 安政（大阪大学教授）

（平成10年3月31日現在）

氏 名	役 職 名 等
赤尾 勝己	関西大学文学部助教授
新井 皓之	松下電池工業株式会社CS特別顧問
大崎 喜子	株式会社社会体育開発研究所 スイミングアドバイザー
影山 一夫	ジャーナリスト
木下 繁彌	大阪教育大学学長
坂口 佐久雄	大阪府公立中学校長会会长 (岸和田市立岸城中学校長)
里中 長治	町村教育長会会长
里見 喜一	大阪府小学校長会会长 (大阪市立開平小学校長)
土原 直美	大阪府PTA協議会副会長
中道 保和	大阪教職員組合中央執行委員長
新居 晴幸	大阪府教職員組合教育文化局長
西谷 信次	都市教育長協議会会长
服部 祥子	大阪府立看護大学教授
平沢 安政	大阪大学教授
堀内 登久子	株式会社にほんれいあうと代表取締役社長

（五十音順）